



平成28年3月29日

各 位

上 場 会 社 名 株式会社 高田工業所  
代 表 者 代表取締役社長 高田 寿一郎  
(コード番号 1966)  
問合せ先責任者 総務部長 副島 淳一  
(TEL 093-632-2631)

### 第三者委員会設置に関するお知らせ

当社は、平成28年3月9日付の「内部調査委員会設置に関するお知らせ」で公表いたしました、過年度の会計処理の一部における不適切な会計処理に関して、本日開催の取締役会において、下記のとおり第三者委員会を設置することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

株主や投資家の皆さまをはじめ、関係各位におかれましては、多大なるご迷惑とご心配をお掛けいたしますことを心よりお詫び申し上げます。

#### 記

#### 1. 第三者委員会設置の趣旨について

当社は、福岡国税局による平成24年3月期から平成27年3月期までの課税年度についての税務調査を受け、会計処理の一部において、不適切な会計処理（売上高の繰延ならびに下請業者との不正取引等）が行われていたことが判明いたしました。売上高の繰延につきましては、当社の複数の事業所が受注したプラント建設・保全工事において、平成27年3月期の完成工事として計上すべきところ、平成28年3月期の工事として意図的に繰延して計上(合計約171百万円)されていたものであります。また、下請業者との不正取引等につきましては、当社の1事業所において、平成24年3月期から平成27年3月期までの4事業年度について、担当者が下請業者へ実態のない工事の架空発注を行い(合計約69百万円)、その一部を現金でキックバックさせ、受け取っていたものであります。

以上の不適切な会計処理が判明したため、平成28年3月9日付で、内部調査委員会を設置し、同月末までに調査結果を報告するべく調査を進めてまいりましたが、日本取引所自主規制法人の「上場会社における不祥事対応のプリンシプル」に従い、調査の客観性・中立性・専門性を高めるために、会計監査人である新日本有限責任監査法人の要請のもと、当社とは利害関係を有しない外部の専門家で構成される第三者委員会を設置し、内部調査委員会の調査を引き継ぐことといたしました。

## 2. 第三者委員会の目的について

第三者委員会は、当該不適切な会計処理に関する事実関係の調査を行い、その原因を究明し、再発防止策の検討・提言を行うとともに、類似案件の有無の調査を行うことを目的としております。

< 第三者委員会の構成 >

※敬称略

役 職	氏 名	資 格	地位その他
委員長	埜 尚義	弁護士	長島・大野・常松法律事務所 パートナー
委 員	石橋 英之	弁護士	ふくおか法律事務所 所長
委 員	丸山 琢永	公認会計士	PwC ビジネスアシュアランス合同会社 パートナー

## 3. 今後の対応について

当社は、第三者委員会による調査に対して、全面的に協力し、早急に調査を進めてまいります。

今後の予定につきましては、見通しがつき次第、改めてお知らせいたします。また、第三者委員会による調査の結果、明らかとなった事実関係等につきましても、調査報告書を受領次第、速やかに開示いたします。

なお、現時点において、今回の不適切な会計処理による、過年度の決算訂正の実施は未定であります。

以 上